

市報第13号 抗原検査キットの取得についての専決処分報告

1 提案理由

感染者数の急増に伴い、「市内医療機関及び福祉施設等（以下「施設等」という。）」へ感染拡大防止のために配布する抗原検査キットの在庫が不足し、財産の取得に当たって議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和4年7月20日に市長において次のように専決処分しました。ついては、同条第3項の規定に基づき、報告するとともに承認を求めます。

2 取得の目的

市内で新型コロナウイルス感染症の感染者数が急増していた状況に鑑み、施設等の従事者及び利用者が発症した際に、速やかに検査を行い、感染拡大を防止する必要があるため、施設等に配布する抗原検査キットを取得しました。

3 取得する財産の概要

件名：抗原検査キット
内容：抗原検査キット（10テスト用）
数量：71,300個（713,000テスト分）
単価：5,500円
金額：392,150,000円

【参考1】横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

【参考2】地方自治法（抜粋）

第百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

②議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。